

# U&I NEWSLETTER 番外編

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所  
 URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>  
 東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号  
 アーク森ビル 36階  
 TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome  
 Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN  
 TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

ベトナムにおける  
外国人用の電子識別  
アカウント登録

弁護士 萩原亮太

## 1. はじめに

ベトナムでは、Covid-19 以降、急速に行政手続のオンライン化が進められてきており<sup>1</sup>、その一環で、2022 年よりオンラインでの行政手続等に利用可能な、電子識別アカウント(tài khoản định danh điện tử) (以下、単に「電子識別アカウント」といいます。)が導入されています<sup>2</sup>。

この電子識別アカウントの発行対象には、ベトナム人やベトナム企業のみならず、ベトナムの領土上で居住する外国人や外国企業も含まれているものの(Decree 69<sup>3</sup>第 7 条)、外国人については、事実上、電子識別アカウントの登録ができない状態となっていたのですが、ここ最近、外国人用の電子識別アカウントの登録が可能となったことから、2025 年 7 月 2 日及び 3 日に、早速電子識別アカウントの登録をして参りました。

本稿では、他の U&I NEWSLETTER とは異なり、番外編として、電子識別アカウントの概要等や実際の登録時の状況がどのようなものであったかを報告いたします。

## 2. 電子識別アカウントとは

電子識別アカウントとは、「電子識別及び認証管理機関(公安省の電子識別及び認証管理機関)により作成される、ログイン名、パスワード又はその他の認証手段の集合であり、法令の規定に従って接続、共有済みの電子識別及び認証システム並びに情報システムの性能、便益、アプリにアクセス、利用するために用いられるもの」と定義されており(Decree 69 第 3 条第 4 号、第 5 号)、電子識別アカウントを用いて、オンラインでの行政手続をすることや、対面での行政手続にお

<sup>1</sup> 例えば、2025 年 5 月 4 日付の政府首相の公電(No. 56/CD-TTg)では、2025 年 6 月中に行政手続を 100%オンライン化する旨規定されています。

<sup>2</sup> 具体的には、電子識別及び認証に関し規定する 2022 年 9 月 5 日付 Decree No. 59/2022/ND-CP(2022 年 10 月 20 日施行、後述する Decree 69 により失効済)。

<sup>3</sup> Decree 69:Decree No. 69/2024/ND-CP(Decree No. 169/2025/ND-CP により修正補充)

いて、有効な身分証明書に代えて提示等することもできます。

更には、電子識別アカウントの利用可能な場面は行政手続以外にも拡大しており、例えば、2023年8月からは国内線搭乗時において身分証明書の代わりに利用することが可能となり、また、2025年4月28日からはハノイ市のノイバイ国際空港(ターミナル1)<sup>4</sup>、同年7月15日からはダナン市のダナン国際空港(ターミナル1)<sup>5</sup>、同年7月26日からはホーチミン市のタンソンニャット国際空港(ターミナル3)<sup>6</sup>において、電子識別アカウントを用いた顔認証による国内線の搭乗手続も可能となっています<sup>7</sup>。

この電子識別アカウントは、公安省が開発したデジタル身分証明アプリである「VNeID (Vietnam Electronic Identification)」(以下、単に「VNeID」といいます。)上で、QRコードの形式で提示したり、VNeID を介してオンラインでの行政手続用のポータルやシステムでのログインに利用したりします。

電子識別アカウントには、大きく分けて、個人用と組織用のものがあり(Decree 69 第5条、第6条等)、それぞれの概要は以下のとおりであり、組織用の電子識別アカウントについては、その登録の前提として、当該組織の代表者(又は委任を受けた者)個人がレベル2の電子識別アカウントを登録している必要があります。

個人用	✓ 登録情報等に応じてレベル1とレベル2に分かれる。	
	レベル1	- VNeID のアプリ上で登録手続を実施することが可能 (Decree 69 第10条第1項、第11条第1項) - 基本的な個人情報のみを登録したものに過ぎず、利用可能な場面はかなり限定される
	レベル2	- 公安や出入国管理局等の窓口で登録手続を実施する必要がある (Decree 69 第10条第2項、第11条第2項) - 顔写真や指紋情報等の生体情報も登録され、行政手続等で利用するには、このレベル2の電子識別アカウントが必要
組織用	✓ 当該組織の代表者(又は委任を受けた者)個人の電子識別アカウントと結び付	

<sup>4</sup> <https://noibaiairport.vn/vi/cang-hkqt-noi-bai-chinh-thuc-trien-khai-lam-thu-tuc-hang-khong-bang-sinh-trac-hoc-tren-nen-tang-vneid-nid1008.html>

<sup>5</sup> <https://danangairport.vn/vn/news-detail-page/paperless-travel-now-available-at-da-nang-international-airport-with-face-id-via-vneid>

<sup>6</sup> <https://spirit.vietnamairlines.com/cat-canh-cung-niem-tin/chuyen-doi-so-vna/trien-khai-ung-dung-nhan-dien-sinh-trac-hoc-tai-nha-ga-t3-san-bay-tan-son-nhat.html>

<https://plo.vn/hanh-khach-chi-can-vneid-nhan-dien-khuon-mat-de-lam-thu-tuc-tai-nha-ga-t3-tan-son-nhat-post862449.html>

<sup>7</sup> <https://noibaiairport.vn/vi/cang-hkqt-noi-bai-chinh-thuc-trien-khai-lam-thu-tuc-hang-khong-bang-sinh-trac-hoc-tren-nen-tang-vneid-nid1008.html>

<https://www.viet-jo.com/news/social/250721174305.html>

<https://www.viet-jo.com/news/social/250729100258.html>

	<p>けられるもの</p> <p>✓ <b>当該組織の代表者(又は委任を受けた者)個人がレベル 2 の電子識別アカウントを有する場合に登録可能(Decree 69 第 12 条第 1 項)。</b></p>
--	---

この電子識別アカウントについて、事実上、外国人は登録ができない状態となっていたのですが、2025年6月25日に、ハノイ市及びホーチミン市の出入国管理局で、外国人用の電子識別アカウントの登録が試験的に開始され<sup>8</sup>、また、2025年7月1日からは、ハノイ市及びホーチミン市のみならず、他の各市・省の公安・出入国管理局等での外国人用の電子識別アカウントの登録が可能となりました<sup>9,10</sup>。

### 3. 電子識別アカウントの登録は必要か

現時点では電子識別アカウントの登録は、法令上直接的に義務付けられている状況にはありませんが、外国人個人との関係では、企業の代表者については登録が事実上必要、それ以外の個人との関係でも登録が当局等により推奨されているという状況にあります。

具体的には、Decree 69 は、個人については2024年7月1日以降、機関・組織については2025年7月1日以降、電子識別アカウントがなければオンラインでの行政手続を実施できないとしました(Decree 69 第 40 条第 3 項、第 4 項)<sup>11</sup>。

但し、最近になるまで、事実上、外国人の登録できず、その結果、外国人が代表者となっている企業において組織用の電子識別アカウントの登録ができない状況となっていることを踏まえ、財務省税務局は、2025年6月26日に公文書(No. 2065/CT-NVT)を発行し、少なくとも、税務手続との関係では、電子識別アカウントがなくとも、従前どおりの方法でオンラインでの税務手続を実施できることとしました<sup>12</sup>。

<sup>8</sup> <https://cand.com.vn/Hoat-dong-LL-CAND/cap-tai-khoan-dinh-danh-dien-tu-muc-do-2-cho-nguoi-nuoc-ngoai-tai-viet-nam-i772760/>

<sup>9</sup> <https://cand.com.vn/Hoat-dong-LL-CAND/cao-diem-50-ngay-dem-cap-dinh-danh-dien-tu-cho-nguoi-nuoc-ngoai-i773170/>

<sup>10</sup> 特に、2025年7月1日から同年8月19日まで集中実施期間となっています(2025年6月20日付の公安省の計画(No.370/KH-BCA-V01)等)。

<sup>11</sup> 具体的には、従前は、電子識別アカウントとは別に、オンラインでの行政手続用のポータルやシステムへのログイン用のアカウントが存在し、これを利用してオンラインでの行政手続を実施することが可能だったのですが、Decree 69 は、個人については2024年7月1日以降、機関・組織については2025年7月1日以降、この従前のログイン用アカウントは失効する(Decree 69 第 40 条第 3 項、第 4 項)、即ち、電子識別アカウントがなければオンラインでの行政手続を実施できないとしました。

<sup>12</sup> 具体的には、同公文書は、概要、以下のように規定しています。

- 2025年7月1日から、個人・組織・企業は、オンラインでの税務手続を実施する場合には、電子識別アカウントを使用する
- 2025年7月1日までに、(a)納税者が、電子識別アカウントの発行手続を実施中であるが発行を受けていない場合、又は(b)外国人若しくは外国人を代表者とする組織が、電子識別アカウントの発行を受けていない場合、電子識別アカウントの発行を受けるまで、V 電子識別アカウントなしで、従前どおりの方法でオンラインでの税務手続実施可能

また、明確な法令の根拠や当局の公文書は見当たらないものの、税務手続以外のオンラインでの行政手続との関係でも、依然として、電子識別アカウントを有さなくとも、オンラインでの税務手続が可能な状態になっているものもあるようです<sup>1314</sup>。

そうすると、電子識別アカウントの登録は、暫くは不要とも思えますが、ベトナムでは急遽当局の取扱いが変更されることも珍しくなく、いつ従前どおりでの方法でのオンラインの税務手続が不可となり、電子識別アカウントが必須になるかは予断を許さない状況にあります。

そのため、組織用の電子識別アカウント登録との関係上、企業の代表者については登録が事実上必要であるといえます(実際に、外国人の登録が可能になって以降、多くの企業の外国人代表者が電子識別アカウントの登録を実施している状況にあります。)

他方、それ以外の個人については、現段階では必ずしも電子識別アカウントの登録をする必要はないものとは思われますが、将来的には、行政手続のみならず、銀行での手続等においても電子識別アカウントの登録が必須になる可能性もあること等から、登録が推奨されている状況にあります。

#### 4. 電子識別アカウントの登録状況報告

筆者は、弊所ベトナム拠点(ハノイ事務所・ホーチミン事務所)の代表ではないため、現段階での電子識別アカウントの登録は必ずしも必要ではありませんが、2025年7月2日及び3日に、ホーチミン市公安出入国管理室(196 Nguyen Thi Minh Khai, Xuan Hoa Ward, Ho Chi Minh City<sup>15</sup>、以下単に「HCM 入国管理室」といいます。)で、早速電子識別アカウントの登録をして参りました。以下では、その際の登録状況について、簡単に報告いたします。

なお、窓口での具体的な対応は、各地の入国管理室や時期によっても異なっているようであり、以下はあくまで筆者自身の体験に過ぎない点ご注意ください<sup>16</sup>。

- 電子識別アカウントの発行対象に該当しない納税者は、電子識別アカウントなしで、従前どおりの方法でオンラインでの税務手続実施可能

<sup>13</sup> 例えば、2025年7月17日時点で企業登記に関する国家情報ポータルを確認したところ、従前のアカウントでログインすることができました。但し、企業登記手続ができるか試みたところ、企業登記手続を実施するには電子識別アカウントが必要である旨が表示されるため、企業登記手続の実施には、やはり電子識別アカウントが必要なようです。

<sup>14</sup> 現段階において、国家公共ポータル等とは別に各省庁等が独自に運営・管理しているポータル(商工省の公共サービスポータルやハノイ市内務局のサービスポータル等)については、電子識別アカウントがなくとも利用可能です。実際、2025年7月8日に、JCCI(ベトナム日本商工会議所)等の在ベトナムの商工会議所を対象に開催された、財政省、公安省、内務省、税務局などが参加する説明会においても、国家公共ポータル等とは別に省庁等が独自に運営・管理しているポータルについては電子識別アカウントの登録なくとも引き続き利用可能との旨の回答がありました。但し、今後取扱いが変わる可能性も否定できません。

<sup>15</sup> 2025年7月1日から、ベトナムは、現在の「省・市、県、社」の三層制から、県を除いた「省・市、社」の二層制となったため、新方式に従った住所を記載しています。

<sup>16</sup> 法令上、パスポート(又は国際往来価値を有する文書)及び所定の電子識別アカウント発行申請票(携帯電話番号、メールアドレス(もしあれば)、電子識別アカウントに統合する情報(一時在留カード

まず、2025年7月2日午前10時30分頃にHCM出入国管理室に到着し、電子識別アカウント登録用の窓口に向かったところ、登録を待っている外国人が数名いるだけの状況でした。そこで、すぐに登録を実施できるかと思い、近くにいた、HCM出入国管理室のスタッフに対し、「待っていれば登録手続が実施できるのか」等と確認したところ、整理券がなければ登録手続は実施できない等との旨の回答を受けました。

そこで、整理券が何処で入手できるのかを探したものの見当たらず、他のHCM出入国管理室のスタッフに聞いてもたらい回しされる状況であり、このままでは埒が明かなかったため、翌日に再訪する形に切り替えることとしました。

翌日(2025年7月3日)午前9時頃にHCM出入国管理室に到着したところ、多くの外国人がいる状況で、到着後まもなく、HCM出入国管理室のスタッフが来て、午後用の整理券の配布を開始し始めました。整理券を受け取ったところ<sup>17</sup>、177番であり、整理券が午後用のものであることから<sup>18</sup>、一旦帰宅することとしました<sup>19</sup>。

午後1時30分頃にHCM出入国管理室に再訪し、状況を確認したところ、125番の対応中とのことだったため、暫く待つことになりました。午後3時頃によく自分の番号である177番が呼ばれ、窓口では、事前に住所等を記載した整理券を担当者に提示し<sup>20</sup>、担当者がこれを基に

---

(TRC)の番号等や運転免許証の番号等)を記載したもの)を持参する必要があるとされています(Decree 69 第11条第2項)。

但し、これに加え、少なくともHCM入国管理室での登録では、以下も必要とされていました。

- 電子識別アカウントに統合する情報の元となる、TRCや運転免許証(もしある場合)の原本
- 本人が契約者となっているベトナムの携帯電話番号。これに関連して、SMSで1414宛に「TTTB パスポート番号」と送付すると、当該携帯番号の契約者の氏名、生年月日等が記載されたメッセージを受け取ることができます。窓口での登録の際には、1414から受信したメッセージを担当者に提示して、当該番号につき自身が契約者となっていることを示す必要がありました。なお、2025年7月8日に、JCCI(ベトナム日本商工会議所)等の在ベトナムの商工会議所を対象に開催された、財政省、公安省、内務省、税務局などが参加する説明会においても、公安省から、2025年7月8日以降、法人名義でのベトナムの携帯電話番号でも登録可能とするとの回答があり、各地の出入国管理室によっては、法人名義でのベトナムの携帯電話番号でも登録可能としているところもあるようです。

<sup>17</sup> 整理券を受け取るには、登録の対象となる外国人個人のTRC(一時在留カード)の提示が必要となります。このTRCの提示が必要というのは、HCM出入国管理室が特段公表等していたものではないため、企業の外国人代表者や外国人従業員に代わって整理券を受け取りに来ていたもののTRCを預かっておらず整理券を受け取ることができないとして対応に困っているベトナム人もいました。

<sup>18</sup> 念のため、午前9時30分頃の段階で、現在処理されている番号を他のベトナム人に確認したところ、「43番」という状況でした。

<sup>19</sup> 整理券に記載された自分の番号が呼ばれるよりも前に、電子識別アカウント登録用の写真撮影を済ませておく必要があるため(写真撮影をしていなかったため、整理券に記載された自分の番号が呼ばれたにもかかわらず、登録実施できなかった外国人も一定数見受けられました。)、筆者は一旦帰宅する前にHCM入国管理室で写真撮影を済ませました。電子識別アカウント登録用の写真撮影の手数料は30,000 VNDです。

なお、写真データを持参することで上記の写真撮影に代えることも可能なようですが、詳細を確認していないため、実際に可能なかどうかは不明です。

<sup>20</sup> 少なくとも、HCM入国管理室では、整理券に住所等を記載する欄があり、HCM出入国管理室の

必要な情報をパソコンで所定のファイルに入力し、これを印刷したものにつき誤りがないか確認することになりました。その後指紋の登録をし、無事に窓口での手続きが完了しました。

窓口での登録時の担当者によると、窓口での登録完了後 7 日以内に、登録した携帯電話番号宛に電子識別アカウント登録に関する SMS が届くとのことだったので、SMS が届くのを待っていたところ、2025 年 7 月 10 日に、電子識別アカウントの登録申請が承認されたこと及び識別番号を通知する旨の SMS が届き、無事に電子識別アカウントの登録が完了しました。

## 5. 終わりに

筆者が窓口での登録を実施した翌日(2025 年 7 月 4 日)に弊所ベトナム拠点の代表である谷本規弁護士も、スタッフと共に、HCM 出入国管理室に行き、登録手続きを実施しました。その際、スタッフが午前 8 時頃に整理券を受け取りにいったものの、受け取れた整理券は午前の最後の方の順番のものであり、結局登録が完了したのは午前 11 時頃であったそうです。

なお、7 月中旬やそれ以降に電子識別アカウントの登録をしに HCM 入国管理室を訪問した他の日本人によると、窓口での登録は早く終わったようであり(人によっては 1 時間以内)、徐々に混雑状況は緩和されてきているものと思われます。

今回無事に電子識別アカウントの登録を完了することができましたが、今後、特に在越外国人との関係で電子識別アカウントがどのように活用等されていくのかについては、依然として不透明な状況にあるように思われます。今後の動向には引き続き注視して参ると共に、何か今後留意すべき事項があれば、改めて U&I NEWSLETTER 等でアップデートいたします。

最後になりましたが、皆様のベトナムへのご進出や、ベトナムでの事業展開等の一助となれるよう今後も研鑽を積んで参ります。

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。

(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

---

担当者が当該整理券に記載された情報を基に、各種情報の入力ができるよう、整理券に記載された自分の番号が呼ばれるよりも前に、記載を完了しておく必要があります。